

一般廃棄物処理手数料について

家庭ごみ有料化について 答申

**平成25年2月
大分市清掃事業審議会**

目 次

はじめに

1 家庭ごみ有料化について

- (1) 家庭ごみ有料化とは
- (2) 全国市区町村の状況
- (3) 大分県内の状況
- (4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による施策の位置付け
- (5) 大分市行政評価における意見
- (6) 環境省の方針

2 大分市のごみ処理について

- (1) ごみ処理体系
- (2) ごみ処理基本計画
- (3) ごみ排出量の状況
- (4) 分別の状況
- (5) 他都市におけるごみ排出量の状況
- (6) ごみ処理費の状況

3 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性について

- (1) ごみ減量・リサイクルの必要性
- (2) ごみ処理の現状
- (3) 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性

4 家庭ごみ有料化によって得られる効果について

- (1) 家庭ごみの減量（排出抑制）とリサイクルの推進
- (2) ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保
- (3) ごみ処理費用の削減
- (4) ごみ減量・リサイクル施策の充実

5 家庭ごみ有料化の実施方法について

- (1) 手数料を徴収するごみ
- (2) 手数料徴収方法
- (3) 料金体系
- (4) 手数料の額
- (5) ごみ袋の種類
- (6) ごみ袋の販売方法
- (7) 減免措置
- (8) 実施時期
- (9) 周知方法
- (10) ごみ減量・リサイクルを推進するための施策

6 まとめ

はじめに

近年の社会経済活動の拡大により、生活が物質的に豊かになる一方で、ごみの排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増大等、ごみ処理に関する様々な問題が指摘されてきました。

これらの問題に対応するため、「循環型社会形成推進基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び、リサイクルの推進に係る諸法の整備等が行われてきました。

今後は、「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の構築を図ることが重要となります。

大分市におけるごみ処理は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づいて行うこととしており、これまで、ごみの12分別をはじめとする様々な諸施策を展開してきた結果、ごみの排出量は減少してきました。

しかしながら、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中には、依然として多くの資源物が含まれていることから、より一層の分別の徹底と排出抑制に対する意識の向上を図る必要があります。

また、時代の変化とともに、ごみの質は多様化し、世帯間におけるごみの排出量も大きな偏りが生じている状況にあることから、これまでと同様に「ごみは税金で処理するものである」という認識では、ごみを減量・リサイクルしようとする意識が働きにくくなることが懸念されます。

さらに、税金によってごみ処理費用を賄うことにより、ごみを減量しようとする努力している人と努力していない人との間に費用負担の面で不公平が生じ、公平性が確保できない状況となっています。

このような状況の中、本審議会は平成23年12月に市長から、ごみ減量・リサイクルを推進するための具体的な施策の一つである「家庭ごみ有料化」等についての諮問を受け、その導入の是非を含め慎重に審議を重ね、平成24年5月に中間答申として取りまとめました。

その後、市が実施した中間答申に関する市民説明会やパブリックコメント等により寄せられた市民意見の報告を基に再度審議を行い、この度、「家庭ごみ有料化」についての基本的な方向性を取りまとめましたので答申します。

平成25年2月

大分市清掃事業審議会
会長 吉岡 義正

1 家庭ごみ有料化について

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを排出する際、市が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみの排出量に応じて、その処理費用の一部を負担していただくものです。

家庭ごみを有料化することにより、ごみの排出抑制に関する市民意識の向上や、費用負担の公平性の確保などのメリットがあります。

しかしながら、既に有料化を実施している自治体の一部では、ごみ量のリバウンドや不法投棄の発生といったデメリットとなる事例も生じていることから、有料化を実施するにあたってはそれらの事例を参考にすなわ、実施後の対策等についても十分に検討する必要があります。

(2) 全国市区町村の状況

東洋大学経済学部の山谷修作教授による「自治体アンケート」の結果（表－1参照）では、全国市区町村の有料化実施率は61.4%で半数以上の自治体が家庭ごみ有料化を実施していますが、一方で中核市における有料化実施状況は19.5%と低い状況にあります。

（中核市の有料化実施状況は表－2参照）

表－1 全国市区町村の有料化実施状況（平成24年10月現在）

	総数	有料化数	有料化実施率	備考
政令指定都市	20	8	40.0%	※政令指定都市 …京都市、北九州市、福岡市 など
中核市	41	8	19.5%	
その他の市区	750	422	56.3%	
町	747	512	68.5%	※中核市…旭川市、下関市、 大分市、宮崎市など
村	184	119	64.7%	
市区町村	1,742	1,069	61.4%	

（参考：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ）

表－2 中核市の有料化実施状況（平成24年10月現在）

市名	人口	導入年月	可燃ごみ (大袋1枚)	資源物
函館市	282,089人	H14.4	80円/40L	無料
旭川市	353,135人	H19.8	80円/40L	無料
秋田市	323,018人	H24.7	45円/45L	無料
長野市	384,990人	H8.11	40円+袋代/40L	無料
下関市	281,517人	H15.6	30円/45L	びん・缶・ペットボトル・プラ 18円
高松市	424,595人	H16.10	40円/40L	無料
久留米市	303,435人	H5	25円/30L	無料
宮崎市	402,314人	H14.6	40円/40L	無料

※人口は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度実績）を参考とした

(3) 大分県内の状況

大分県内では、大分市と中津市を除いた全ての自治体において家庭ごみ有料化を実施しており（表－3参照）、大袋1枚あたりの金額は20円台前半から40円台前半となっている状況です。

表－3 大分県内の有料化実施状況（大袋45L程度1枚あたり）

（平成24年4月現在）

市区	導入年月	可燃ごみ	不燃ごみ	その他
大分市	なし	－	－	
別府市	H9.4	21円	21円	缶・びん・PET18.9円
中津市	なし	－	－	
日田市	H16.10	35円	35円	埋立ごみ（中袋）35円
佐伯市	H17.3	30円	30円	分別用（可燃不燃兼用）15円
臼杵市	H17.3	30円	30円	プラスチック30円（野津地域）
津久見市	H19.7	30円	－	
竹田市	S56.4	20円	20円	廃プラ20円、缶・びん・PET20円
豊後高田市	H17.4	25円	25円	可燃不燃兼用
杵築市	H18.10	21円	21円	缶・びん・PET・古布10円
宇佐市	H18.7	30円	30円	
豊後大野市	H6.4	30円	30円	プラスチック30円
由布市	H17.1	25円	－	
国東市	H11.4	42円	42円	缶・PET42円、びん31.5円
姫島村	－	月額210円／人		（1歳未満は対象外）
日出町	－	20円	20円	缶・びん・PET20円
九重町	－	36円	36円	
玖珠町	－	36円	36円	

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による施策の位置付け

大分市では、ごみ処理事業の最上位計画である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、「家庭ごみの適正負担」の導入の検討について位置付けています。

家庭ごみの適正負担

ごみの発生抑制や減量化の円滑な展開を推進し、市民相互の費用負担の公平性を図るため、排出量に応じた適正負担の導入について検討します。

適正負担の導入については市民の理解と協力が不可欠なことから、市民意識の把握に努めるとともに、市民合意の形成を図ります。

(5) 大分市行政評価における意見

平成22年度の大分市行政評価に関する大分市外部評価委員会では、「指定ごみ袋有料制の導入」について検討を行う必要があるとの意見が示されました。

●総合経営会議意見

「廃棄物の適正処理」の施策では、取り組みに対し市民の関心も高いと思われることから、更なる施策の展開により成果の向上を図ることが望ましい。その一方で、ごみの適正な処理や施設の維持改修費に多額の費用がかかることが見込まれることから、リサイクル率を高めるとともに、ごみの排出量を更に抑制する施策を実施していくことが必要である。

●外部行政評価委員会意見

市のごみ減量に向けた積極的な取組により、ごみ排出量が減少するなど一定の成果が上がっていることは評価できるが、今後もごみの適正な処理や施設維持に多額の費用がかかることが見込まれているようであることから、ごみの排出量を更に抑制する施策の展開が望ましい。特に、多くの都市で導入され、ごみ減量とコスト削減に有効であると言われている有料ごみ袋制度の導入について検討を行う必要がある。

(大分市外部行政評価委員会 意見書より抜粋)

(6) 環境省の方針

環境省は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成17年5月）において、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との方針を示しています。

2 大分市のごみ処理について

(1) ごみ処理体系

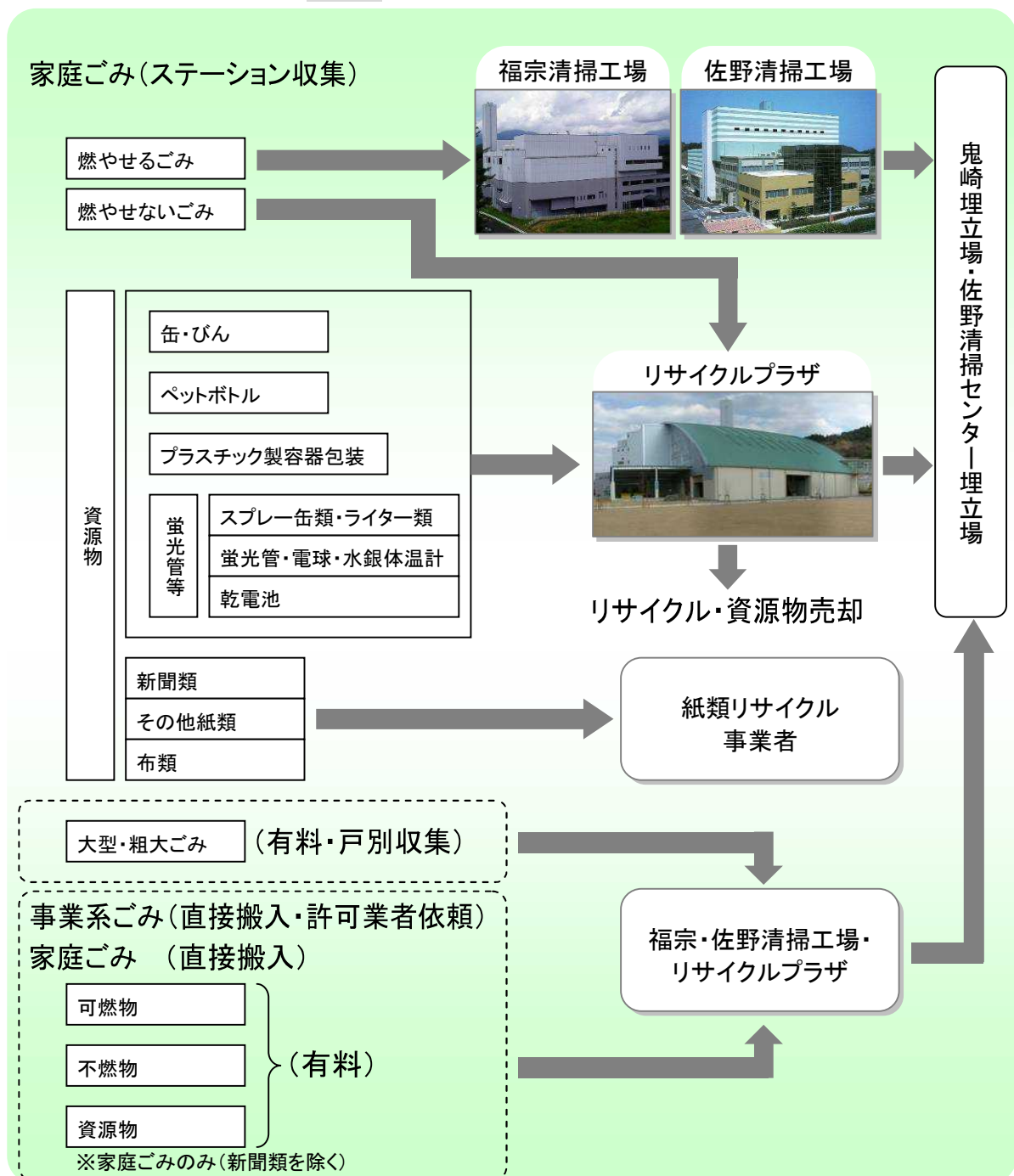
大分市では、平成19年度からリサイクルプラザの稼働に併せ、家庭から排出される『家庭ごみ』の12分別収集を開始しました。

また、粗大ごみについては、有料で戸別に収集を行い処理しています。

事業所から排出される『事業系ごみ（一般廃棄物）』は、排出事業者が直接あるいは収集運搬を許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

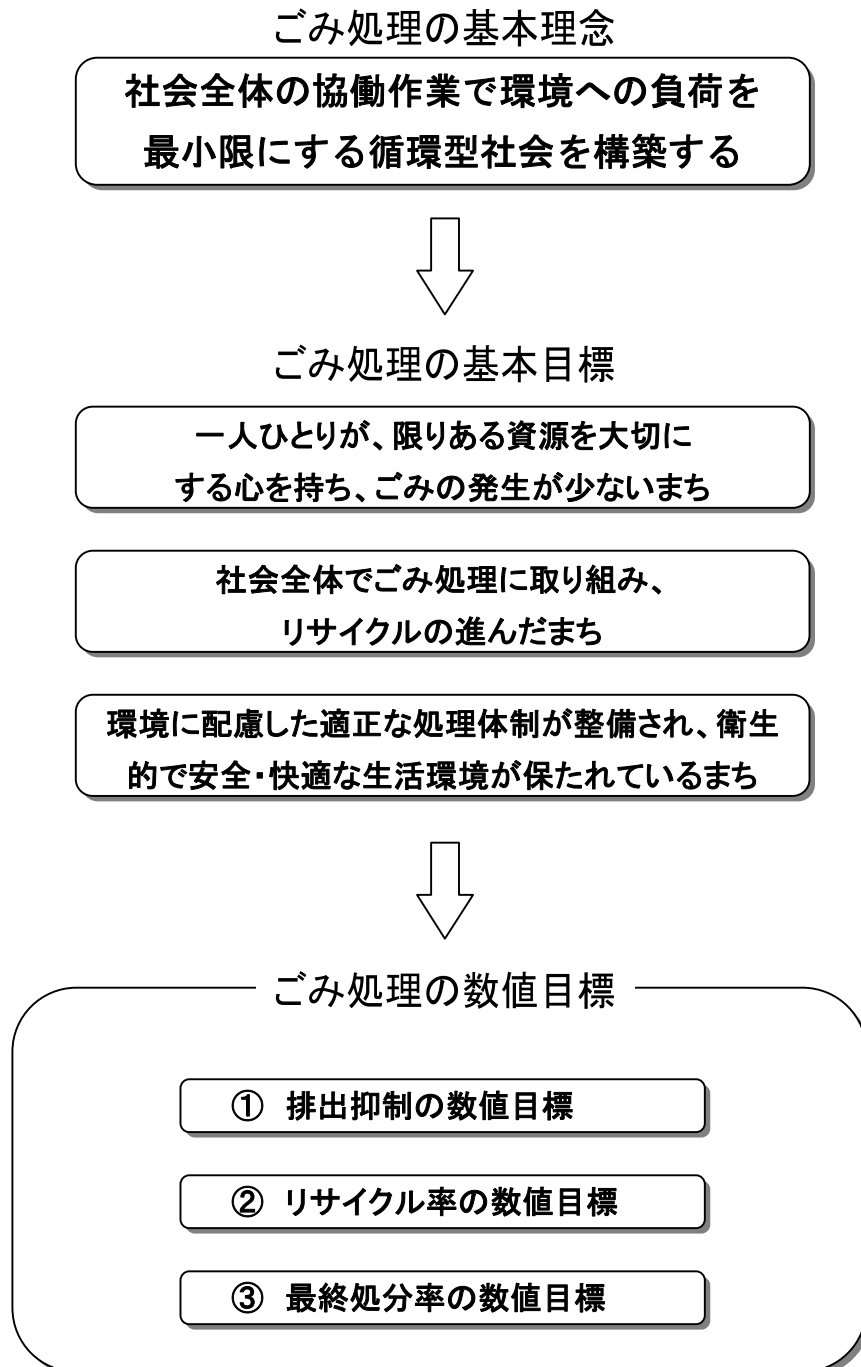
(大分市のごみ処理体系は図-1参照)

図-1 大分市のごみ処理体系



(2) ごみ処理基本計画

「大分市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、ごみ処理の基本理念や基本目標を定めるとともに、ごみ排出量（削減率）・資源化量（リサイクル率）・最終処分量（最終処分率）に係る数値目標を設定し、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。



大分市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における数値目標と達成状況を以下に示します。

① 排出抑制の数値目標

ごみの排出量を平成18年度に比べ平成29年度に35%以上削減することを目標とします。

表－4 排出抑制の達成状況

種類別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 目標	29年度 目標
1 総処理量	223,171t	169,936t	162,865t	160,937t	159,338t	160,603t	154,254t	145,000t
排出量削減率	—	23.9%	27.0%	27.9%	28.6%	28.0%	30.9%	35.0%
目標値	—	(21.2%)	(23.5%)	(25.7%)	(27.9%)	(30.0%)		
一日1人あたり 家庭ごみ排出量	729g	678g	679g	669g	656g	658g	618g	581g
目標値	(729g)	(702g)	(682g)	(663g)	(644g)	(624g)		

※排出量削減率＝(223,171t－総処理量)／223,171t（平成18年度実績）

② リサイクル率の数値目標

リサイクル率を平成18年度18.4%から、平成29年度40%以上に引き上げることを目標とします。

表－5 リサイクル率の達成状況

種類別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 目標	29年度 目標
2 資源化量 (うち集団回収量等)	42,774t (9,793t)	40,079t (7,188t)	40,468t (6,435t)	37,986t (6,077t)	35,296t (5,763t)	36,261t (5,276t)	53,130t (9,027t)	61,636t (9,090t)
リサイクル率	18.4%	22.6%	23.9%	22.7%	21.4%	21.9%	32.5%	40.0%
目標値	(18.4%)	(29.3%)	(30.7%)	(31.4%)	(31.9%)	(32.5%)		

※リサイクル率＝資源化量／(総処理量＋集団回収量等)

③ 最終処分量の数値目標

最終処分量を平成18年度20.7%から、平成29年度3%以下に引き下げることを目標とします。

表－6 最終処分量の達成状況

種類別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 目標	29年度 目標
3 最終処分量	46,216t	16,329t	9,856t	10,419t	12,910t	10,513t	5,882t	4,350t
最終処分量率	20.7%	9.6%	6.1%	6.5%	8.1%	6.5%	3.8%	3.0%
目標値	(20.7%)	(6.2%)	(5.6%)	(5.0%)	(4.5%)	(4.0%)		

※最終処分量率＝最終処分量／総処理量

(3) ごみ排出量の状況

家庭から出される「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排出量は、家庭ごみの12分別収集を開始したことにより、平成19年度に大きく減少しましたが、それ以降は横ばいとなっています（図-2参照）。

また、「資源物」の排出量は、12分別収集を開始した平成19年度に大きく増加しましたが、それ以降は減少傾向にあります（図-3参照）。

図-2 ごみ排出量の推移

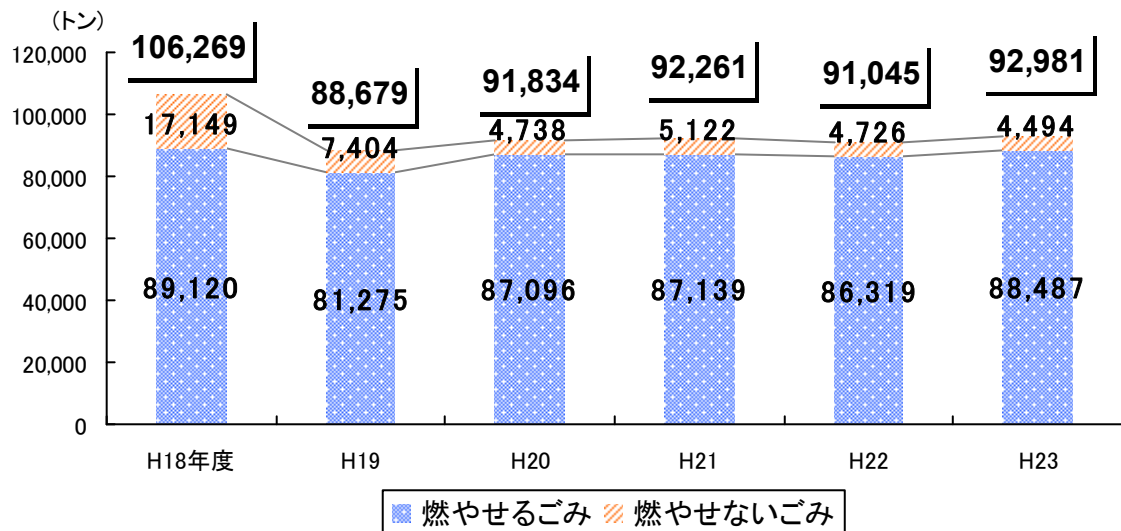
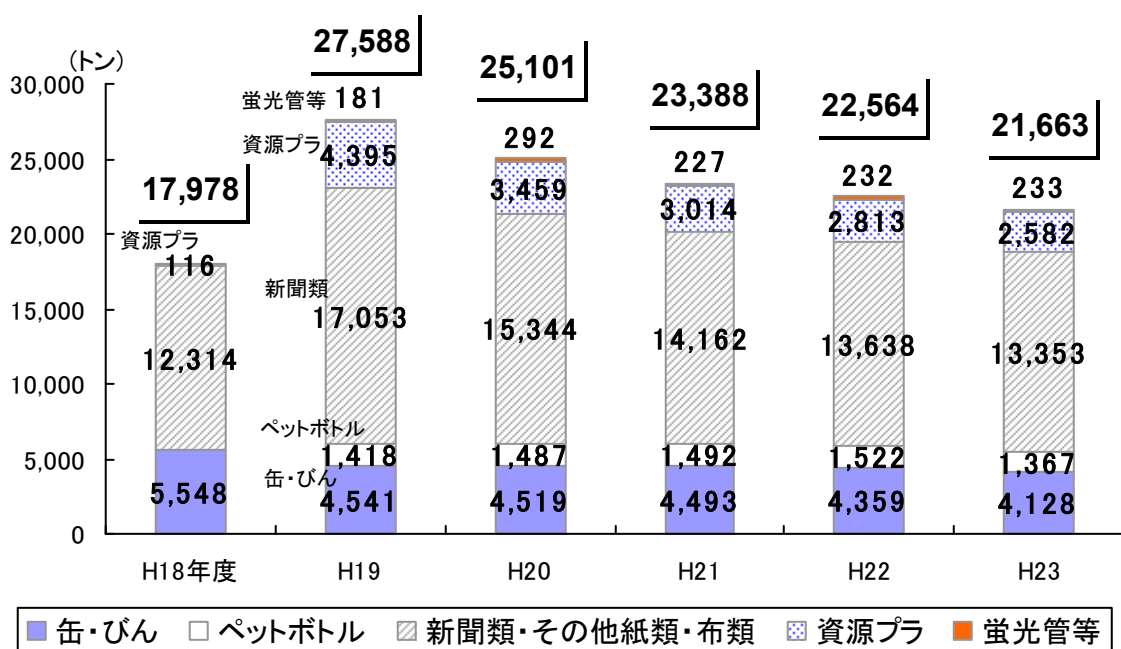


図-3 資源物排出量の推移



※平成18年度は、缶・びんの中にペットボトルを含む

(4) 分別の状況

平成23年度の組成調査結果（図-5参照）によると、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のうち、正しく分別することにより「資源物」となるごみが、約10,000トンも含まれていることから、今後もより一層の分別排出の徹底を図る必要があります。

図-4 ごみ（燃やせる・燃やせない）分別の状況

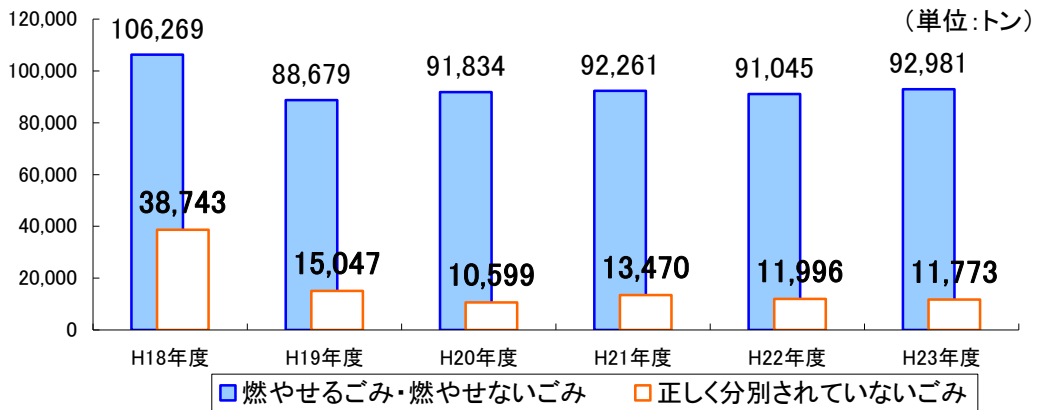
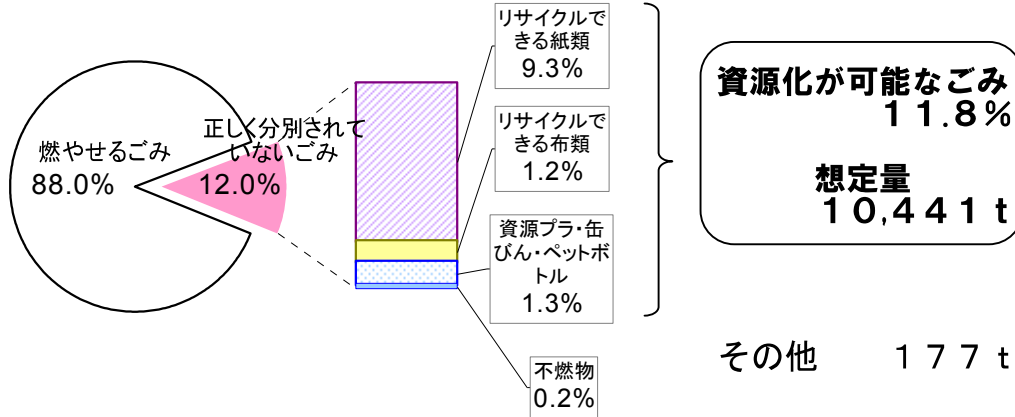
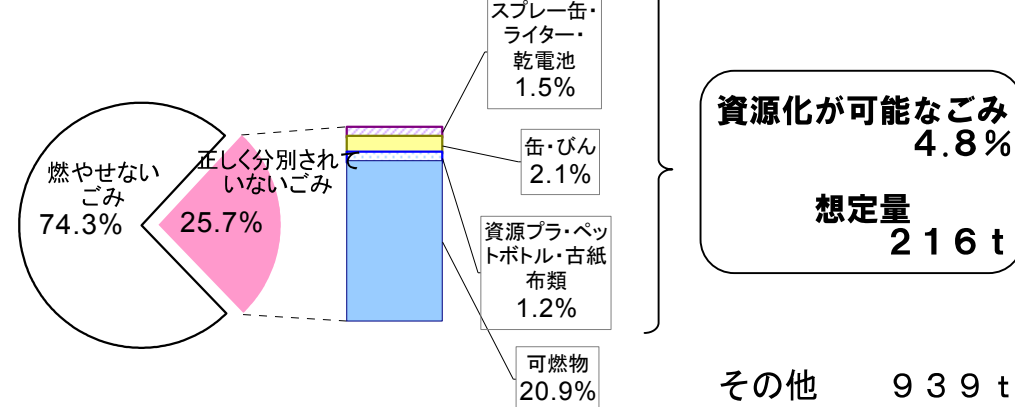


図-5 平成23年度 組成調査結果

燃やせるごみ



燃やせないごみ



(5) 他都市におけるごみ排出量の状況

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度実績）によると、中核市における家庭ごみの排出状況（集団回収量を除く）は、奈良市が一日1人あたり503グラムと最も少なく、最も多いところは郡山市で738グラムとなっており、大分市は中核市の平均（641グラム）よりやや多い660グラムで27番目となっています（表-7参照）。

また、家庭ごみ有料化を実施している都市が上位を占めている傾向がみられます。

表-7 一日1人あたりのごみ排出量の状況（中核市）

No	市名	計画収集人口	生活系ごみ	No	市名	計画収集人口	生活系ごみ
1	奈良市	368,296人	503 g	21	姫路市	536,332人	631 g
2	長野市	384,990人	563 g	22	富山市	417,714人	643 g
3	高槻市	355,951人	569 g	23	岡崎市	376,387人	647 g
4	大津市	334,360人	578 g	24	いわき市	342,710人	650 g
5	旭川市	353,135人	580 g	25	岐阜市	404,479人	656 g
6	熊本市	724,984人	581 g	26	船橋市	600,904人	659 g
7	横須賀市	425,730人	596 g	27	大分市	471,865人	660 g
8	倉敷市	474,818人	597 g	28	松山市	515,883人	664 g
9	下関市	281,517人	601 g	29	長崎市	444,244人	671 g
10	東大阪市	487,714人	603 g	30	柏市	395,919人	679 g
11	西宮市	482,790人	605 g	31	宮崎市	402,314人	691 g
12	久留米市	303,435人	609 g	32	宇都宮市	506,788人	694 g
13	福山市	465,678人	610 g	33	高知市	340,458人	699 g
14	金沢市	445,782人	613 g	34	秋田市	323,018人	709 g
15	豊田市	422,506人	616 g	35	青森市	303,973人	710 g
16	高松市	424,595人	618 g	36	鹿児島市	606,891人	713 g
17	盛岡市	292,285人	620 g	37	前橋市	340,390人	716 g
18	川越市	337,597人	623 g	38	和歌山市	380,291人	731 g
19	尼崎市	460,222人	630 g	39	豊橋市	365,853人	737 g
20	函館市	282,089人	631 g	40	郡山市	334,448人	738 g

※中核市は平成22年4月1日現在において指定されている都市

※集団回収量を除く

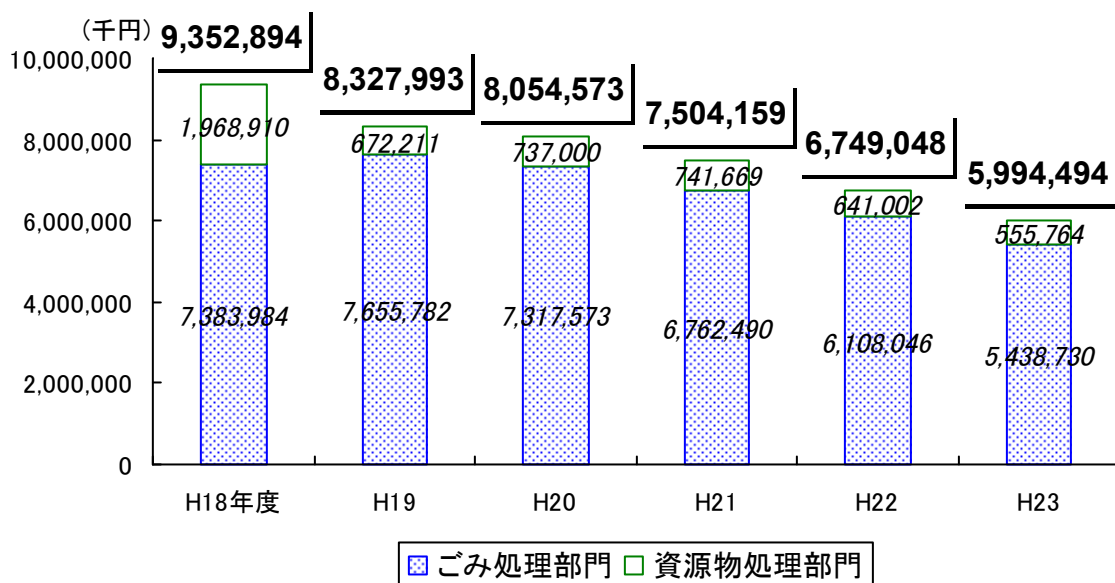
は家庭ごみ有料化の実施市

(6) ごみ処理費の状況

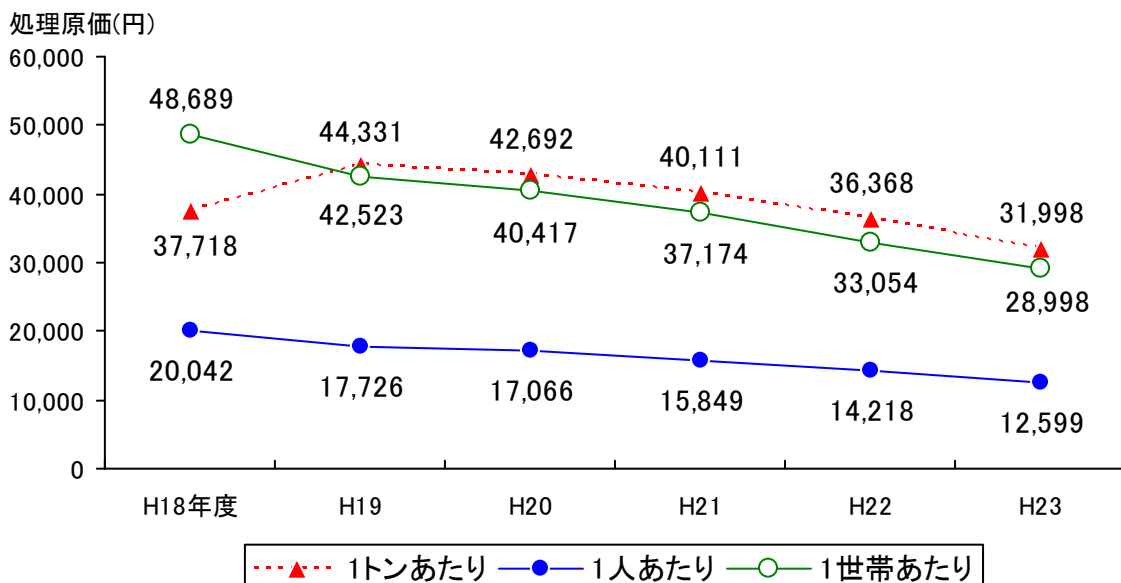
ごみ処理にかかる費用（家庭ごみ・事業系ごみ）は、「ごみ処理部門」と「資源物処理部門」に分けて算出しています。

平成23年度の「ごみ処理部門」と「資源物処理部門」を合わせた「ごみ処理費」は、59億9,449万4千円（図－6参照）となっており、1トンあたりの処理原価は31,998円、1人あたりの処理原価は12,599円、1世帯あたりの処理原価は28,998円（図－7参照）となっています。

図－6 ごみ処理費の推移



図－7 処理原価の推移（ごみ・資源物）



3 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性について

(1) ごみ減量・リサイクルの必要性

私たちの日常生活において、ごみは必ず発生しますが、快適で便利な生活を求めることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた結果、地球環境に過大な負荷を与えてきました。

私たちは、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ手渡していくためにも、限りある資源を大切に、資源を有効に活かす循環型の社会を築く必要があります。

そのためには、①Reduce（リデュース）②Reuse（リユース）③Recycle（リサイクル）に④Refuse（リフューズ）を加えた4R運動（※）を基本とする、ごみ減量・リサイクルに取り組まなければなりません。

※4R運動・・・① Reduce（ごみを発生させない） ② Reuse（使えるものは繰り返し使う） ③ Recycle（分別して資源とする） ④ Refuse（ごみになるものは断る）
--

(2) ごみ処理の現状

これまで大分市は、ごみの12分別収集をはじめとする様々なごみ減量・リサイクルに関する施策を展開し、市民・事業者の皆様との協働により取り組んできました。

その結果、12分別収集を開始した平成19年度にごみの排出量は減少し、資源物の回収量は増加しましたが、それ以降、ごみの排出量は横ばいの状態が続いており、資源物の回収量は減少傾向にあります。

今後、ごみの排出量の抑制や資源物の回収量の増加を図るためには、一人ひとりの排出抑制意欲や分別意識を今以上に高める必要がありますが、現行施策の継続のみでは、これ以上のごみ減量・リサイクルは難しい状況であると考えます。

(3) 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性

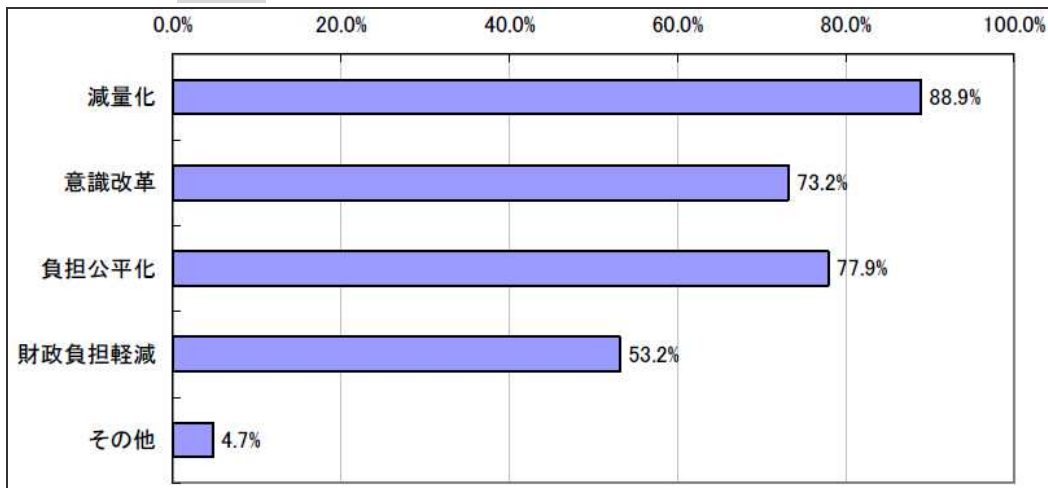
家庭ごみ有料化は、経済的インセンティブ（動機付け）が働くことにより、一人ひとりの排出抑制意欲の向上が期待でき、その結果として、ごみ減量・リサイクルが図られることから、循環型社会の構築などの長期的施策にも矛盾していないと考えます。

また、既に実施している他都市の状況から、ごみ減量・リサイクルの効果が得られることが認められること、ごみの排出量に応じた利用者負担の原則は確保される必要があることなどから、「家庭ごみ有料化」の導入は妥当であると考えます。

4 家庭ごみ有料化によって得られる効果について

家庭ごみ有料化は、ごみ減量・リサイクルにおいて様々な相乗効果が期待されます。既に実施している都市において、有料化を導入した目的として最も多いのは「減量化」、次に「負担公平化」、「意識改革」、「財政負担軽減」の順となっています（図－8 参照）。

図－8 一般廃棄物処理の有料化目的別の市町村件数



（出所：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」）

（財団法人関西情報・産業活性化センター『地方公共料金の実態及び事業効率化への取組についての分析調査報告書（内閣府委託調査）』平成18年1月）

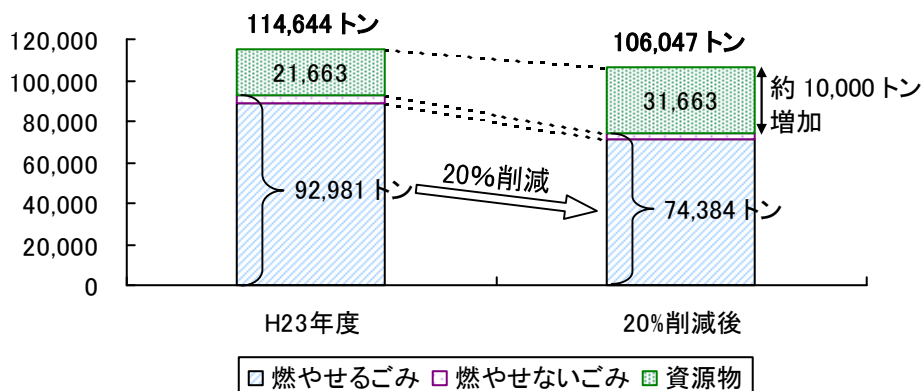
（1）家庭ごみの減量（排出抑制）とリサイクルの推進

家庭ごみ有料化により、一人ひとりが排出時にかかる費用負担を軽減しようと努力することが期待されることから、排出抑制やリサイクル意識の向上が見込まれます（図－9 参照）。

（一般的に家庭ごみ有料化により10%～20%の削減効果があるといわれています）

平成23年度の組成調査結果によると、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のうち、正しく分別をすることにより「資源物」となるごみが、約10,000トンも含まれていることから、家庭ごみ有料化により分別意識の向上が期待され、資源物回収量の増加が見込まれます。

図－9 家庭ごみ有料化により想定されるごみ減量・リサイクルの効果



また、既に家庭ごみ有料化を実施している都市においても、家庭ごみ有料化の導入前年度に比べ導入年度以降のごみ排出量は減少しており（図-10、11、12参照）、家庭ごみ有料化により一定の効果が得られることが期待されます。

図-10 家庭ごみ有料化によるごみの削減効果（中核市等）

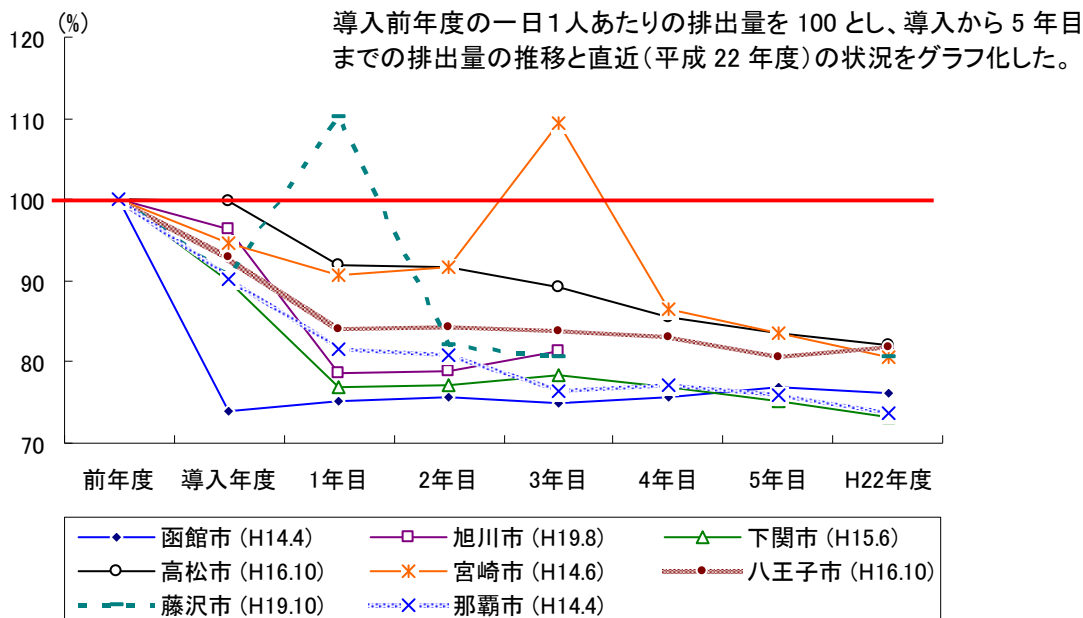
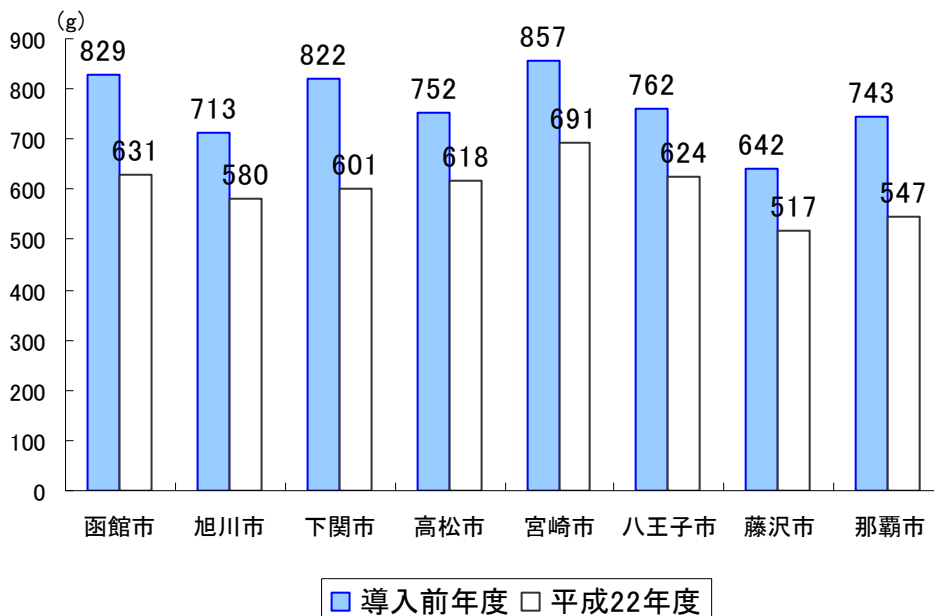


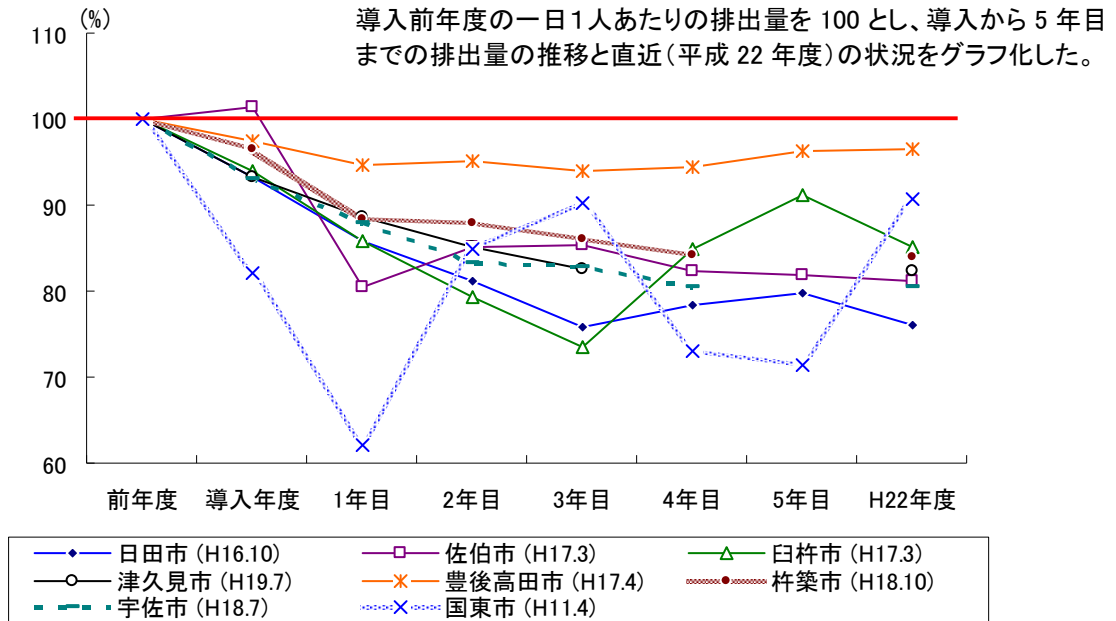
図-11 家庭ごみ有料化導入後のごみ排出量（一日1人あたり）の変化



(注) 図-10、図-11

1. 実績値は環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成10年度～平成22年度）を参考とした。
2. 対象となる都市は、平成24年4月1日時点における中核市及び中核市を目指している都市とした。
3. 中核市及び中核市を目指している都市のうち、平成10年度から平成22年度の間家庭ごみ有料化を実施した都市を対象としたため、中核市のうち秋田市（平成24年7月実施）、長野市（平成8年11月実施）、久留米市（平成5年4月実施）は除く。

図-12 家庭ごみ有料化によるごみの削減効果（大分県内）



(注)

1. 実績値は環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成10年度～平成22年度）を参考とした。
2. 平成10年度から平成22年度の間、家庭ごみ有料化を実施した市を対象とし、別府市（平成9年4月実施）、竹田市（昭和56年4月実施）、豊後大野市（平成6年4月実施）は除き、由布市（平成17年1月実施）は平成17年度に合併したため、前後の比較ができないことから除く。

（2）ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保

現在のごみ処理にかかる費用は、ごみを多量に排出した場合も、積極的にごみ減量・リサイクルに取り組みごみを排出した場合も、主に税金により賄われていることから、ごみの排出量に応じた費用負担となっておらず、公平性が確保されていない状況です。

家庭ごみ有料化を実施することにより、新たな負担が生じることとなりますが、その負担は排出量に応じたものとなることから、費用負担の公平性の確保が図られるとともに、更なるごみ減量・リサイクルに繋がることが期待されます。

（3）ごみ処理費用の削減

ごみの処理量が減少することにより、収集運搬部門においては、その体制の見直しが可能となれば、経費の削減が図られます。

処分部門においては、消耗品（コークス・薬剤等）、燃料費、水道料、清掃工場の飛灰処理委託料等に要する経費の縮減が図られます。

また、焼却後に発生する焼却灰等の排出量を削減でき、最終処分場の延命化が図られます。

（4）ごみ減量・リサイクル施策の充実

家庭ごみ有料化によって得られた収入を有効に活用することにより、現行施策の拡充や、ごみ処理施設の整備等も可能となり、持続性のあるごみ減量・リサイクル施策の展開が図られます。

5 家庭ごみ有料化の実施方法について

(1) 手数料を徴収するごみ

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」

⚠ 対象外： 「資源物」(缶、びん、ペットボトル、新聞類・その他紙類・布類、蛍光灯等)
「ボランティアごみ」、「緑化の推進に資する剪定枝や落ち葉等」

(理由)

手数料徴収の対象となる家庭ごみは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」がありますが、ごみ減量・リサイクルを推進するためには、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排出量を減らすとともに、「資源物」の回収量を増やす(図-13参照)必要があります。

このことから、手数料を徴収するごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とし、「資源物」は対象外とすることが妥当であると考えます。

また、ボランティアごみや、緑化の推進に資する剪定枝や落ち葉等は手数料徴収の対象外とすることが妥当であると考えます。

(中核市における手数料徴収の対象は表-8参照)

図-13 家庭ごみ有料化によるごみ排出量の変化

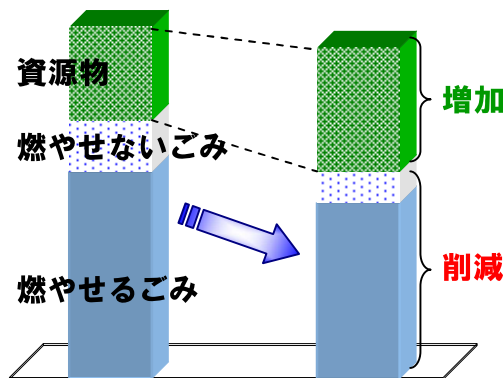


表-8 中核市における手数料徴収の対象(平成25年1月現在)

対象 市名	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	ボランティアごみ	剪定枝	落ち葉
函館市	○	○	×	×	○	○
旭川市	○	○	×	×	×	×(期間限定)
秋田市	○	○	×	×	×	×
長野市	○	○	×	×	×	×
下関市	○	×	○	×	○	○
高松市	○	○	×	×	○	○
久留米市	○	○	×	×	○	○
宮崎市	○	○	×	×	○	○

○対象
×対象外

(2) 手数料徴収方法

「指定ごみ袋方式」

(理由)

主な手数料の徴収方法は、指定袋に手数料を上乗せして販売する「指定ごみ袋方式」と、市が指定するシールを購入し、ごみを排出する際にごみ袋（指定袋又は推奨袋）に貼付する「シール方式」があります（表－9参照）。

大分市においては、従来から推奨袋を使用しているため、制度に対する市民の混乱が少ないと思われること、また、シール方式に比べ収集時に容易に見分けられ、作業効率が低下しないことなどの理由から「指定ごみ袋方式」が妥当であると考えます。

表－9 手数料徴収方法の例

	指定ごみ袋方式	シール方式
市民の制度に対する混乱	従来から推奨袋を使用しているため、制度に対する混乱はないものと思われる	シール方式に馴染みがなく、シールを貼る手間がかかる袋に比べ小さいため紛失する可能性が高い
排出抑制に対する意識	ごみを減らせば、使用枚数も減るため、インセンティブが働く	ごみを減らせば、使用枚数も減るため、インセンティブが働く
収集時における作業効率	指定袋と市販の袋との見分けが容易にでき、作業効率に変化はないと思われる	シールの有無を見分ける手間がかかるため作業効率が低下する
作成コスト	シールに比べ作成コストは高い 排出時に袋が破れないよう、ある程度の強度が必要である	袋に比べ作成コストは低い 偽造防止対策などを施すとコスト増となる可能性もある
不正品使用の可能性	偽造される可能性は低い	偽造される可能性は高い (カラーコピー等)
レジ袋の扱い	レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど取扱いを検討する必要がある	レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある
市場への影響	既存のごみ袋の市場への影響について考慮する必要がある	既存の市場への影響は少ないと考えられる

(環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」を基に作成)

(3) 料金体系

「排出量単純比例型」

(理由)

手数料の料金体系は、「排出量単純比例型」、「排出量多段階比例型」、「一定量無料型」、「負担補助組合せ型」、「定額制従量制併用型」などがあります(表-12参照)。

既に家庭ごみ有料化を実施している自治体の多くは、ごみの排出量に応じて手数料を支払う方式の「排出量単純比例型」を採用しています(表-10、11参照)。

料金体系は仕組みが簡単で分かりやすいこと、また、ごみの排出量に応じた費用負担となることにより、ごみ減量に対する意識の向上が期待できることなどの理由から「排出量単純比例型」が妥当であると考えます。

表-10 徴収方法の採用実績

(単位:市数)

徴収方法 手数料体系	指定ごみ袋 (うち指定ごみ袋 とシールの併用)	シール	その他 (納入通知 書、現金等)	総計
排出量単純比例型	46 (11)	0	0	46
排出量多段階比例型	5 (1)	0	0	5
一定量無料型	4	3	2	9
負担補助組合せ型	1	1	0	2
定額制従量制併用型	1	0	1	2
その他	2 (1)	1	2	5
総計	59 (13)	5	5	69

(出所) 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」(平成18年10月実施)(参考資料2参照)

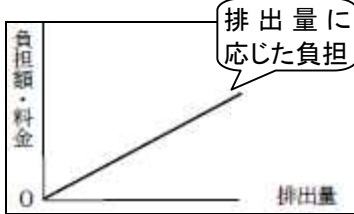


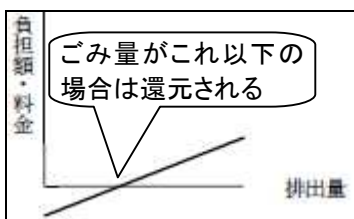
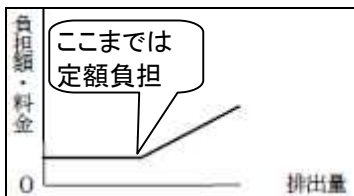
(出所: 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」)

表-11 家庭ごみ有料化実施市区における料金体系の状況

(平成24年10月現在)

有料化実施 市区総数	単純比例型	多段階比例型 一定量無料型
438	410	28

表-12 「家庭ごみ有料化の料金体系について」

<p>排出量単純比例型</p> 	<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。 単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。(均一従量制)</p>	<p>(メリット) 制度が単純で分かりやすい。 排出者毎の排出量を管理する必要がないため、制度の運用に要する費用が安価である。</p>	<p>(デメリット) 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。 ごみを排出する全ての人に負担が生じる。</p>
<p>排出量多段階比例型</p> 	<p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)</p>	<p>(メリット) 排出量が多量である場合の料金水準を高くすることにより、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 制度が分かりにくい。 排出者毎の排出量を把握する費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>
<p>一定量無料型</p> 	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。</p>	<p>(メリット) 制度が分かりやすい。 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。</p>
<p>負担補助組合せ型</p> 	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。</p>	<p>(メリット) 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 制度が分かりにくい。 排出者毎の排出量を把握する費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>
<p>定額制従量制併用型</p> 	<p>一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。</p>	<p>(メリット) 制度が分かりやすい。 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。</p>

(出所：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」)

(落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国 533 都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株)ライフデザイン研究所、pp.13-15)

(4) 手数料の額

「大袋（45L程度）1枚あたり30円台」

(理由)

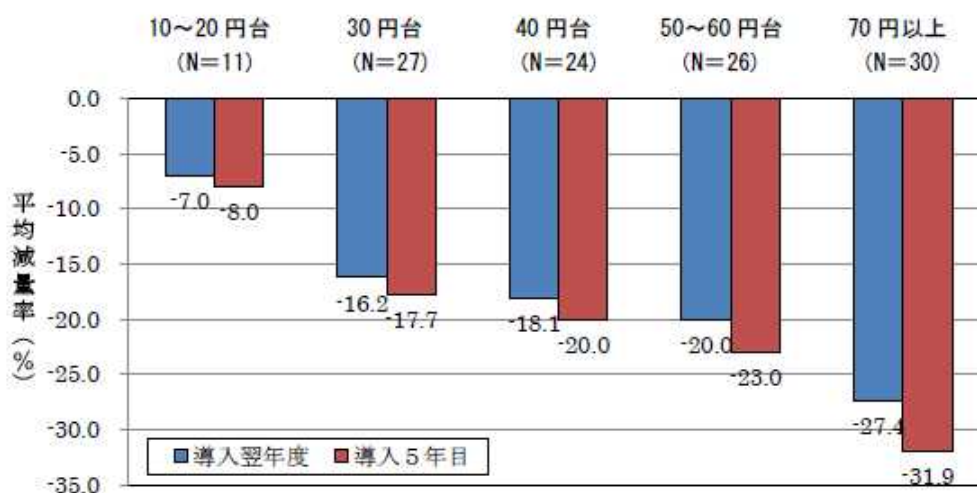
手数料の額は、排出抑制効果が得られる額とするとともに、他都市の状況や近隣市とのバランスなどを総合的に勘案するなかで、市民に過度の負担とならないよう設定する必要があることから、以下に示す3つの観点から検討した結果、大袋（45リットル程度）1枚あたり30円台とすることが妥当であると考えます。

① ごみの減量効果

手数料の額は、ごみ袋の単価が高いほど排出抑制に対するインセンティブ（動機付け）が働きやすい傾向がみられます。

家庭ごみ有料化の実施により、ごみの減量効果が顕著に現れるのは、大袋（45リットル程度）1枚あたり30円台以上の場合です（図－14参照）。

図－14 手数料水準と可燃・不燃・粗大ごみの減量効果（単純従量制118市）
価格は大袋（45L程度）1枚あたりの単価



(出所：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ)

② 一世帯あたりの負担額

手数料額の設定にあたっては、市民の理解を得られる額を設定する必要があります。

ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査結果では、1ヶ月に負担してもよいと思われる月額額は1世帯あたり300円程度とする回答が最も多く全体の約40%を占めています。

抜粋

ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査結果

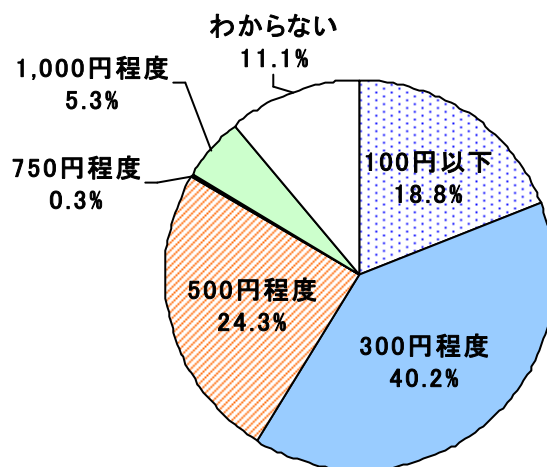
(平成21年12月実施)

問30 家庭ごみの有料化をする場合、あなたにとって、ごみを少なくしようと意識し、かつ経済的に負担してもよいと思われる月額額は一世帯あたり、いくらぐらいが適当だと思いますか。次の中から当てはまる番号1つに○印をつけてください。

表4-5-3 家庭ごみの有料化で1ヶ月に負担出来る料金（全体）

項目	回答者数	回答者に対する割合（累積）
100円以下	71	18.8% (18.8%)
300円程度	152	40.2% (59.0%)
500円程度	92	24.3% (83.3%)
750円程度	1	0.3% (83.6%)
1,000円程度	20	5.3% (88.9%)
わからない	42	11.1% (100.0%)
合計	378	100.0%

図4-5-7 家庭ごみの有料化で1ヶ月に負担出来る料金（全体）



有効回答数=378

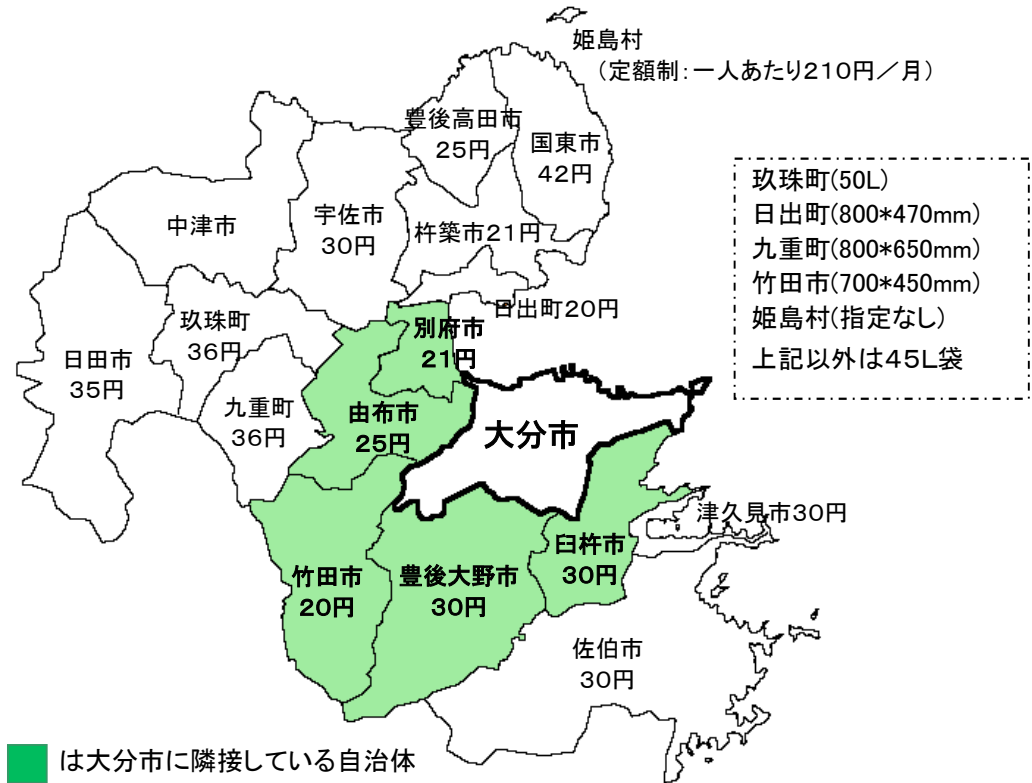
表-13 一世帯あたりの負担額（試算）

年間収集回数	1回に使用する枚数	45L一枚あたりの金額	月額	年額
116回	1枚	30円	290円	3,480円
		35円	338円	4,060円
		40円	387円	4,640円
		45円	435円	5,220円
		50円	483円	5,800円

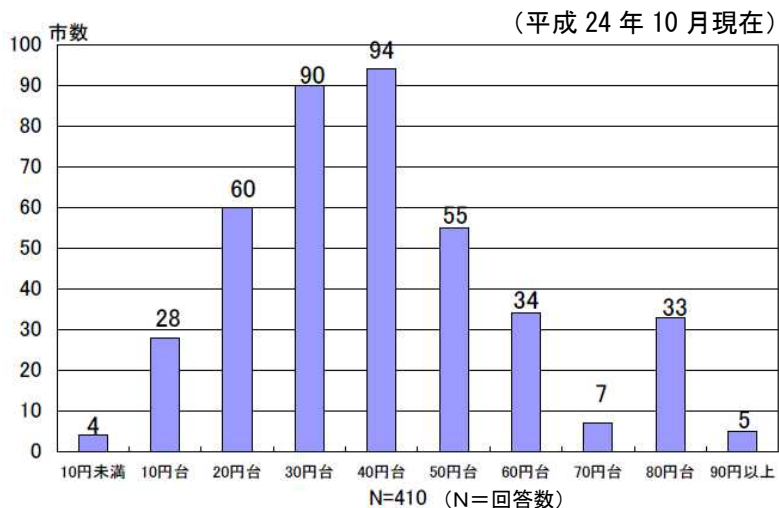
③ 他都市の状況

大分県内（図－15参照）や既に有料化を実施している自治体（図－16参照）は、大袋（45リットル程度）1枚あたり30円台から40円台を採用しているところが多い状況です。

図－15 県内市町の状況（大袋 45L 程度 1枚の価格）



図－16 価格帯別都市数（単純比例型・大袋 45L 程度 1枚の価格）



(出所：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ)

(5) ごみ袋の種類

大袋（45L）、中袋（30L）、小袋（20L）、特小袋（10L）

（理由）

ごみ袋の種類は、排出抑制に対するインセンティブ（動機付け）が働きやすく、また、ごみの量に応じて市民が袋を選択できるよう4種類（大、中、小、特小）とすることが妥当であると考えます。

(6) ごみ袋の販売方法

ごみ袋の販売は、市民がどこでも購入できるよう配慮するとともに、希望があれば自治会等での販売も可能とすることが妥当であると考えます。

また、販売場所によって販売価格が異なることのないよう留意する必要があると考えます。

(7) 減免措置

家庭ごみ有料化は、ごみ減量・リサイクルを目的とするものであることから、その対象となるごみの処理にかかる費用は、全ての市民が例外なく負担する制度とすることが妥当であると考えます。

(8) 実施時期

家庭ごみ有料化を実施する時期は、制度に関する市民への説明会等に要する期間を十分に確保する必要があると考えます。

(9) 周知方法

家庭ごみ有料化を実施するためには、制度に対する市民理解を深めることが重要であることから、きめ細かい広報活動を行う必要があると考えます。

(10) ごみ減量・リサイクルを推進するための施策

家庭ごみ有料化により徴収した手数料の適切な用途を定め、ごみ減量・リサイクルを推進するための施策を拡充し、市民の有料化制度への理解を深めることにより、ごみ減量・リサイクルに関する市民意識がさらに高まることが期待されます。

また、「家庭ごみ有料化」は既存の施策と一体的に取り組むことにより、その効果が最大限発揮されることが期待できることから、以下の点に留意し総合的にごみ減量・リサイクルを推進する必要があると考えます。

① 分別方法について

正しい分別の方法について十分に市民に周知するとともに、分別に変更があった場合は、その都度、市民に対し十分な説明を行うこと

② 分別指導について

今後、様々な機会を通じて分別指導を行うこと

③ 普及啓発について

ごみ減量・リサイクルに関する各種施策については、今後とも積極的に普及啓発に努めること

④ 拡大生産者責任等について

事業者に対し、過剰包装の自粛や、リサイクルしやすい製品の開発・製造の促進など積極的に働きかけを行うこと

⑤ 環境教育について

子どもの頃から、ごみ減量・リサイクルの意識を定着させるため、教材の提供など様々な手法により環境教育に取り組むこと

⑥ 収入の使途について

使途を明確にし、ごみ減量・リサイクルを推進するための施策に充てること

⑦ ごみ減量・リサイクルについて

今後も、ごみ減量・リサイクルを積極的に推進すること

⑧ ごみ収集・ごみステーションについて

市民のニーズに応じ、改善できるものは改善すること
生活介助を要する市民の支援体制について検討すること

⑨ クリーン推進員について

クリーン推進員など、地域でごみに携わっている方々を評価できる体制について検討すること

6 まとめ

本審議会では、平成23年12月に市長から、ごみ減量・リサイクルを推進するための具体的な施策の一つである「家庭ごみ有料化」等についての諮問を受け、これまで、その導入の是非を含め10回に亘り慎重に審議を重ねてきました。

「家庭ごみ有料化」は、家庭ごみの減量とリサイクルに一定の効果が期待できること、ごみ処理に係る費用負担の公平性が確保されることにより、更なるごみ減量・リサイクルにつながることなどの効果が期待でき、大分市が目指す循環型社会の構築に大きく寄与する施策であると考えられることから、その導入については是とする結論に至りました。

なお、これまで行われた中間答申に関する市民説明会等では、市民から賛否に関する意見や懸念される課題など多様な意見が寄せられていることから、市は、「家庭ごみ有料化」の導入に際しては、十分な説明責任を果たし、制度に対する市民理解を深めるとともに、新たな「不法投棄」や「ルール違反」、「野外焼却」が生じることのないよう啓発活動を充実させるなど適切な対策を講じることを強く要望します。

大分市清掃事業審議会委員名簿

第7期(任期:平成23年6月1日～平成25年5月31日)

区 分	氏 名	選出団体
学識経験を有する者	吉岡 義正	大分大学
	池畑 義人	日本文理大学
市議会議員	野尻 哲雄	大分市議会
各種団体の代表者	大石 洋一	大分商工会議所
	野村 拓 (～H24.2.22) 梶原 泰雄 (H24.2.23～)	(社)大分青年会議所
	福岡 由美子	(社)大分市商店街連合会
	吉竹 顕智 (～H24.10.28) 坂下 泰弘 (H24.10.29～)	リサイクル事業者 (王子マテリア(株)大分工場)
	谷 純一郎	ごみ減量推進事業所 (株)トキハインダストリー)
	中尾 幸二 (～H24.10.4) 黒木 大輔 (H24.10.5～)	連合大分大分地域協議会
市民の代表者	荒金 一義	大分市自治委員連絡協議会
	谷口 清	クリーン推進員(皆春)
	渡辺 久子	大分市消費者団体連絡協議会
	河野 重治	有価物集団回収運動団体 (豊町2丁目町内会)
	箴島 滋子 (～H24.5.1) 阿部 千賀子 (H24.5.2～)	市民団体 (婦人ゼミナール・コレジオ)
市の職員	利光 泰和	大分市環境部長

「家庭ごみ有料化」についての審議経過

審議会	日時・場所	審議内容
平成23年度 第2回	平成23年12月15日(木) 午後2時～4時 全員協議会室(議会棟4階)	諮問 (1) 一般廃棄物処理手数料について ○「家庭ごみ有料化」について ○一時的多量廃棄物に係る処理手数料の改定について (2) 廃棄物処理施設使用料の改定について
第3回	平成24年1月20日(金) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	審議 (1) 「家庭ごみ有料化」について
第4回	平成24年2月29日(水) 午後2時～4時 全員協議会室(議会棟4階)	審議 (1) 「家庭ごみ有料化」について
第5回	平成24年3月27日(火) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	審議 (1) 「家庭ごみ有料化」について
平成24年度 第1回	平成24年5月10日(木) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	審議 (1) 家庭ごみ有料化について 中間答申(案) (2) 廃棄物処理施設使用料の改定について (3) 一時的多量廃棄物に係る処理手数料の改定について ※平成24年5月18日(金) 「家庭ごみ有料化について」中間答申提出
第2回	平成24年10月4日(木) 午後2時～4時 大分文化会館 第2小ホール	審議 (1) 家庭ごみ有料化中間答申に関する意見報告について
第3回	平成24年11月1日(木) 午後2時～4時 全員協議会室(議会棟4階)	審議 (1) 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項について
第4回	平成24年11月26日(月) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	審議 (1) 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項について
第5回	平成24年12月25日(火) 午前10時～12時 大分市保健所6階大会議室	審議 (1) 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項について
第6回	平成25年1月28日(月) 午前10時～12時 大分市保健所6階大会議室	審議 (1) 家庭ごみ有料化について 答申(案)

(写)

清管第3259号
平成23年12月15日

大分市清掃事業審議会
会長 吉岡 義正 様

大分市長 釘 宮



諮問書

大分市清掃事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

- (1) 一般廃棄物処理手数料について
 - ・ 「家庭ごみ有料化」について
 - ・ 一時的多量廃棄物に係る処理手数料の改定について
- (2) 廃棄物処理施設使用料の改定について

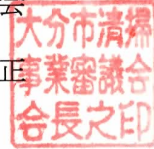
(写)

平成24年 5月18日

大分市長 釘宮 磐 様

大分市清掃事業審議会

会長 吉岡 義正



「家庭ごみ有料化」について（中間答申）

大分市清掃事業審議会条例第2条の規定に基づき、平成23年12月15日
付け清管第3259号により諮問のありました一般廃棄物処理手数料について
は、現在審議を行っておりますが、「家庭ごみ有料化」についてこれまで審議し
た結果を取りまとめましたので中間答申をいたします。